

第二十四回国会 参議院文教委員会會議録第七号

昭和三十一年三月六日(火曜日)午後一時四十分開会

委員の異動

三月二日委員石坂豊一君、滝井治三郎君及び小西英雄君辞任につき、その補欠として中川幸平君、太村守江君及び森田豊壽君を議長において指名した。三月三日委員永岡光治君辞任につき、その補欠として安部キミ子君を議長において指名した。

三月五日委員森田豊壽君辞任につき、その補欠として深川タマエ君を議長において指名した。

本日委員木村守江君、深川タマエ君及び久保等君辞任につき、その補欠として寺本廣作君、横山フク君及び矢嶋三義君を議長において指名した。

出席者は左の通り。

委員長 飯島連次郎君
理事 有馬 英二君
川口爲之助君
湯山 勇君

委員 劍木 幸弘君
寺本 廣作君
松原 一彦君
三木與吉郎君
横山 フク君
吉田 萬次君
秋山 長造君
安部キミ子君
村尾 重雄君

政府委員

日本学術会議 本田 弘人君
議事局長 竹下 豊次君
文部政務次官 竹尾 式君
文部省大学 学術局長 稲田 清助君
文部省社会 教育部長 内藤豊三郎君
事務局側 常任委員 工業 英司君
会専門員

本日の会議に付した案件

○義務教育費国庫負担法の一部を改正する法律案(内閣送付、予備審査)

○国立学校設置法の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付)

○日本学士院法案(内閣提出、衆議院送付)

○日本学術会議法の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付)

○万国著作権条約の実施に伴う著作権法の特例に関する法律案(内閣提出)

○委員長(飯島連次郎君) これより文教委員会を開きます。

委員の変更について御報告いたします。三月二日小西英雄君、石坂豊一君、滝井治三郎君が、三月三日永岡光治君がそれぞれ委員を辞任され、その補欠として森田豊壽君、中川幸平君、太村守江君、安部キミ子君が選任されました。次いで三月五日森田豊壽君が、三月六日久保等君が、また太村守江君がそれぞれ委員を辞任され、その補

欠として深川タマエ君、矢嶋三義君、寺本廣作君が選任されました。また六日深川タマエ君が委員を辞任され、その補欠として横山フク君が選任されました。以上であります。

○委員長(飯島連次郎君) まず義務教育費国庫負担法の一部を改正する法律案を議題といたします。政府から提案理由の説明を求めます。

○政府委員(竹尾式君) 今回政府から提出いたしました義務教育費国庫負担法の一部を改正する法律案につきましては、その提案理由及び内容の概略を御説明申し上げます。

現在、公立の義務教育諸学校の教職員の大分は、国の恩給法の適用を受けており、これら教職員が退職または死亡した場合に支給される恩給は、国の恩給法の適用に基づき、都道府県知事が裁定支給し、これに要する経費は、都道府県が負担する建前になっております。もちろん、これに對しまして国は、地方交付税の交付を通じ、所要の財源措置を講じているのであります。が、この恩給費は、相当な額に上り、さらに年々増加する傾向にあるため、都道府県としては相当過重な負担となつてゐる実情であります。

一方、国は、義務教育費国庫負担法に基づき、公立の義務教育諸学校の教職員の給与費の半額を負担しておりますが、これは国と地方が義務教育に要する経費を折半して負担することにより、義務教育の機会均等とその水準の維持向上とをはかろうとするにはかなりません。

以上の諸点にかんがみまして政府は、今回、この国庫負担制度を拡充して、昭和三十一年七月一日以後において、退職し、または在職中死亡した義務教育諸学校の職員にかかわる恩給費についても、国がその半額を負担することとし、これに伴い義務教育費国庫負担法に所要の改正を加えることとしたのであります。

以上この法律案を提出いたしました理由及びその内容の概略を御説明申し上げました。なにとぞ十分御審議の上御賛成下さるようお願い申し上げます。

○委員長(飯島連次郎君) 本件に對する質疑は後日に譲ります。

○委員長(飯島連次郎君) 次に国立学校設置法の一部を改正する法律案を議題といたします。質疑のある方は順次御発言をお願いします。

○矢嶋三義君 本案件については始終委員会が質疑応答がなされたことと思ひますが、若干伺いたいと思ひますが、もし重複しておる場合にはしるべく御答弁願ひたいと思ひます。

この京都大学にウィルス研究所を今度設置されるわけでございますが、この方面の各国の現段階における研究の水準とわが国のそれとはいかやうになつてゐるかその大略を承わりたい。

○政府委員(稲田清助君) 学術的の問題でございますので、しろうとであります私がお答え申し上げますには非常

にむずかしい御質疑でございますけれども、一昨年ヨーロッパにウィルスに關します国際学会がございまして、日本から学会代表が参りまして、いろいろ日本の業績を発表いたしております。それらのいろいろなお話等を伺いたしましたところ、日本といしましては戦時中十年余りの間隔はあるにはあるのございしますけれども、他の基礎医学あるいは臨床医学の各方面と司業、日本のこの方面の研究というものは各国で相当注目すべき段階に達しておりますようなお話を承わつたことがございします。

○矢嶋三義君 この計画は年次計画になつておりますが、このたびこの研究所を設置するに當つては将来他の大学にも設置するといふようなお考えですか、それともこの年次計画のもとに京都大学に付置されるこの研究所一本で充実にいくといふような御計画でございしますか、その点伺ひます。

○政府委員(稲田清助君) この点は御答へ申し上げたのでございしますが、京都大学のウィルス研究所は全部で五部門の計画でありまして、後年度に充実に期しておる次第でございします。ウィルス関係の研究といたしましては、今御審議いただいております予算におきまして、大阪大学の微生物病研究所に麻疹部門を新設いたしております。さしあたりは他の大学におきましてはこの阪大の麻疹部門だけでございしますが、ものは学術研究のことでございますから、われわれいたしましては

さしあたりは京都大学のウイルス研究所の拡充に没頭いたすつもりでござい
ますけれども、将来かけて他の大学
にこの種の研究施設を置かないとい
うような考えは今のところ持っていない
のです。

○矢嶋三義君 次に一般論として伺
いますが、東京大学あるいは京都大学等
においては研究所が非常にたくさん付
置されているわけですが、大学の
管理運営という立場から現在この
それぞれ付置されている大学研究所相
互間の連絡等はうまくいってござい
ますか。それと関連して伺います
が、大学管理法は、かつて提案され
たのみでまだ成立していませんが、
その大学の管理機関の中にこの研
究所の職員代表と申しますか、所長等
はおおむねどういう形で関与をされて
おられるか、その点伺いたいと思いま
す。付置される研究所が多くなればな
るほどよくうまくやっていかな
い、その大学全体のこの有機的な運営
といふものがむずかしくなるのではな
いかと想像される面もありますので、
一般論として伺いたいと思います。

○政府委員(稲田清助君) 第一点の研
究所の相互連絡であります。御質疑の
ようにわれわれも非常に重要な問題で
あると考えております。これは学問領
野によってもいろいろやり方が異なり
ますけれども、まあウィルスに近い医
学関係において例を引いて申しますれ
ば、たとえば結核を取り扱います研究
所が六カ所あるわけでございます。特
に結核というような問題につきまし
て、この六カ所の研究所長、あるいは
関係の所員が時折会議を開きまして研
究の重複を避けたり、あるいは協力を

緊密ならしめるといふような措置を講
じております。一般的には学術会議に
おきます研究連絡委員会、あるいは
また文部省の科学研究費の総合研究費
を中心とした研究の面、あるいは
また文部省の情報室を中心としたし
ます情報事業、まあそういうような
あらゆる関連におきまして研究の重複を
避け、協力を緊密にするというよう
なことを心がけておる次第でございま
す。

それから研究所の管理機関でござい
ますが、たいていの研究所は学部と相
並びまして、学部教授会と同様な組織
を持ちます研究所の教授会をもつて
管理機関としております。また多
くの研究所は大学の評議会に研究所長
あるいは研究所の代表を評議員とし
て送って管理機関を構成しておるの
が常例でございまして。お話の大学管理法
という点につきましては、目下
のところ文部省としては成案を得てい
ないのでございます。

○矢嶋三義君 ちよつと質問がこ
横にはずれますが、この機会であるか
ら念のために承わっておきます。それ
はたまた管理法は成案を得ていない
という御答弁であります。伝えられ
るところによりますと、教育公
務員特例法は、大学から小学校の教職
員を法の適用対象としておるわけ
けれども、この中の地方公務員である
教職員につきましては、今度の教育委
員会法の改正等々と関連をして、教育
公務員特例法から、はずされるわけ
ではないかというふうにも予想されるわ
けです。そうなりますと私は、文部省に
おいては大学管理法を初めこの大学の
教職員を対象としたものを別途考えら

れているのじゃないかというように考
えておりますけれども、それらにつ
いてはどういう見通しを持っておられ
るわけですか、概括承わっておきま
す。

○政府委員(稲田清助君) 教育公務員
特例法の改正に関連いたしまして、大
学を対象とする条章の改正は何ら意図
いたしておりません。従いましてお話
のように、そのために別途立法を必要
とするというようないことはな
いと思ひます。

○矢嶋三義君 次に承わりたい点は、
この大学の研究所のみならず、この大
学の各研究機関における定員並びにこ
の施設、設備の問題であります。ま
ず承わりたい点は、私昨年欧米の大学
の一部並びに研究所の一部を視察した
場合に、たとえばある機械のメーカ
ーがその機械を大学あるいは研究所に寄
贈し、しかもその製作会社の職員をそ
の機械につけて大学にまあ寄贈してい
るというような形が、二見受けられ
たのですが、日本の場合はそういう
ケースがあるのかないのか、またそう
いうのは好ましいとお考えになつて奨
励する考えか、それとも別の考えを
持つていらつしやるのか、承わりたい
と思ひます。

○政府委員(稲田清助君) わが国にお
きましては、新しい研究に関連いたし
ましては、新しい研究に関連いたし
必要であり、従つてこれを操作する人
員が必要となつてくるわけでありま
す。まあそういう点からいたしまし
て、この年々御審議いただきま
す。おきましては、大型の機械に関連
いたします技官あるいは常勤労働者を
多少なりともふやしていきたいとい

ことで認めていただいております。次
第でございまして。お話のように外部か
ら寄附を受けて、寄附に関連いたしま
してそこに外部から人手を供給する、
これは確かに研究の便宜というよう
な点から見ればつこうだとは思ひます
けれども、国立研究所一般の管理、監
督という点から見れば、一面
公私の混同というところは相当警戒し
ておかなければならぬと考えており
ます。研究所が研究として自発的に計
画いたします研究を第一として、外
部からの委託研究あるいはまた外部か
らの援助というようないことを従と考
える場合に、よほどその運営が研究
問題だと思ひます。すべてこれは具
体的問題であります。一がいには排
斥すべきではないと思ひますけれども、
お言葉のように、もういふものなら
ないといふふうな奨励すべきもので
ないようによろしく考へます。

○矢嶋三義君 ただいまの局長の答
弁を了といたします。
そこで私は若干具体的のことを承わ
りたいと思ひますが、昨年の春でし
たか、私東京大学を見せたいだいた
とに、まあこれも一つの例ですが、
たとえば電子計算機の部屋を見せて
いただいたのですが、そういう研究の講
座というものは文部省でお認め願
うと、ところがそこに入っている機械は
国のものでなかったのです。それから
またそこでプロフェッサラーのアシ
スタントがおったわけですが、こ
ういふ人の身分はどうかと言つたところ
が、これは大学の正式の人間は一人も
いない、これは全部この機械製作会
社から御援助を願つておるもので、
大学の職員は一人もいないのだ、こ

うのを見せていただいて、私ははあ、東
京大学にしてこれかと、まあ官庁でも
定員が不足々々言うが、日本で最高水
準にある、しかも電子計算機というよ
うな非常に近代的研究をなすつてい
るところですが、そういうところ
に国費によつて定員が一人も配当され
ていないということを見て私はびつくり
したのですがね。こういう例は私
は京都、大阪にもあるのじゃない
かと思ひますが、政務次官、こ
ういふ点どういふふうにお考えになり
ますか。私は今の大学局長の答弁され
た基本的な考えといふものは正しいと思
ひますが、少くとも最小限の研究員は
確保するようにはなければ、さうい
う研究講座だけは設けたが、国費で一人
もあつた人員を配当できぬといふよう
なことは、どうも私は納得できない
のですが、御所見と対策をこの際承わ
つておきたいと思ひます。

○政府委員(竹尾式君) こうしたケ
ーは国立大学に絶無であるといふよう
に断言はあつたけれども、今大学局長
の答弁によつて、さうした外部からい
ろいろ入り込んでくるというようにな
つて、これは大学教育の建前からも正
しくない、こゝろ思つておられます。
できるだけ局長の答弁に聞い得るよ
うな施策を講じたいと思ひます。
○矢嶋三義君 そこで現在の、現実の
問題に引き戻して、このウィルス研
究所の教授、助教、助手、技官、合計
十名というものは、これは何ですか、
京都大学当局と大体一致した員数で
ございませうか。われわれ研究の内容を
十分承知しては、私たちがみた範
围内の研究所の例からいふと、やはり

手不足の感があり、十分の成果をあげ得ないのじやないかという事を懸念いたしますので、ただいまの一般論とあわせてここで承るわけでございます。

○政府委員(稲田清助君) この点はお答えいたしました。これは自然科学系の研究所の部門の構成が、教授、助教、助手、一、二という単位になつております。それに即応いたしまして二部門の構成をいたしたわけでございます。ただ事務官、技官等いかにも少いのでございますが、これは今でも他の場合におきまして、いわゆる研究進行的な計画を持つて進む場合に、途中常になれわれ痛感いたします不自由さでございます。完成年度までにはこうした事務機構は一つの事務機構としてまとまりますように作りたい所存でございます。

○矢嶋三義君 さらにもう一回この点について伺いますが、たとえばある研究所の技官という、このシングルの場合ですね、人間であれば家庭の事情で休む場合もあるし、また病気になる場合もあると思うのですが、そういう場合はどういう工合に実際研究所はやっておりますか。

○政府委員(稲田清助君) 実際の場合には、学内の措置研究所でございまして、いろいろな本部等と相談いたしまして他の応援を求め、形成途上でございまして、多少医学部にも協力してその間しのいでゆくというふうな、正しい形ではございませんけれども、経過的な便法は講じなければならぬと思つております。

○矢嶋三義君 ある学部で幾つかの講座等があった場合は割にそういうことはできるかと思ひますが、一つの大学において研究所というものはちよつと独立した機関みたいになつておりますし、今局長が申されたような、大学内で融通して云々というふうなことは、研究所の場合には実際の運用上できがたいのではないですか。

○政府委員(稲田清助君) これがたとえは東大の原子核研究所のように、東大から発議したことではなくて、学会の勧告に基いて政府から東大につけるといふような研究所の方式もございまして、あるいはまたこの研究所と、東北の抗酸菌病研究所は熊谷内科から発議したように、この研究所というものは京都大学の医学部から派生、発達して参る性質のものでございまして、医学部がこの研究所創設の途上頭から他人扱いにはしないであらう、そこは京都大学という一つの機構のうちの一部署でございまして、自然お互いが相助けるといふことは現実の問題として私可能だと考えております。

○矢嶋三義君 その点についてはここで締めくくつて伺つておきますが、要望と伺ひますが、最近行政機構改革、行政整理の線から、中央地方を通じてあらゆる階層に定員減の風が吹いておるわけでございますが、私政務次官に伺ひたいのです。それぞれ事情があることは思ひますが、そういう場合に従来の例から申しますと、こういう研究部門等にも画一的によく減員の基準というものが適用されて参るわけですが、私は今の世界の科学技術の水準の状況から申しまして、研究陣容というものは国力の充実という立場から考えても、よほど私は今後充実する

るよう努力していただきたい、かように要望申し上げるわけでございますけれども、念のために御所見を承つておきたい。

○政府委員(竹尾式君) ただいまお話の通り、研究機関でございますから、何と申しましても基礎的な研究をやつてゆかなければなりませんので、その点につきましては定員減という大ワタの中で研究所だけ絶対に減らさないというふうなこともあるいは不可能かと存しておりますけれども、研究所の方に手を下しまして、できるだけ減じないように、そういう措置を現在講じておるような実情でございます。その点御了承願ひたいと思ひます。

○矢嶋三義君 最後に伺ひます。本国会においては国立学校設置法の一部を改正する法律案はこれだけで、他には出ていないし、今後もしないものと承りますが、そうですか。

○政府委員(稲田清助君) 政府といたしまして予算に照応いたしましてこの改正をいたすのであります。これだけでございまして。

○矢嶋三義君 それでは念のために政務次官に伺つておきますが、従来毎年国立学校設置法の一部を改正する法律案が二本、三本と国会に提出されまして、日本全国至るところの公立を国立に移管とか、あるいは学部の増設とか、いろいろな内容のものが従来出ておつたわけですが、そういうものの出てなかつたのは、私国会に出て本年が初めてかと思ひます。ということは、今後公立大学の国立移管とかあるいは学

部の増設というものはできるだけ抑制して、現在の大学の充実に専念する、こういうような大学対策に一つの方向が転換されたのか、偶然かどうな結果になつたのか、その点大学の文教政策の一端になるかと思ひますが、念のために承つておきます。

○政府委員(竹尾式君) これは私としてはまことに痛お尋ねなんで、何ですけれども、大学をできるだけ将来設置しないようにして内容の充実にもつぱら力を注ぐということは、松村前文相さんのときにそういう線を出されまして、ここでそういうことを申し上げては大へん失礼かと思ひますけれども、前寺本政務次官さんからおられまして、そういう線が出されたと私承知をいたしております。しかしこれは絶対にとやういふ数をふやしちゃいかぬといふことではないかと私は思ひますので、現実には文教関係では少しふやしてゆかなかつちやならぬと思はれるような点も二、三はございまして、私としては少し緩和していただく必要やを得ないものは将来とも設置してもよろしいのじやないか、こう私は考えておりました。せつかく大臣とも御相談をいたしまして、そういう線を打ち出してゆきたいと、こう考えておりますが、しかし予算の関係、それから内容の充実とかいう点にはこれは全力を注がなくてはならないので、そういう関係を見ながらやむを得ないところは漸次緩和して参りたい、こういうふうに考えておりますが、なほ詳しい点は大学局長から説明をいたさせます。

○矢嶋三義君 念を押しておきますが、原則的には松村・寺本コンビの行政を踏襲されておるのでしやうね、また踏襲されるお考えなんですか。

○政府委員(竹尾式君) 別に松村・寺本ラインというふうなものができたとも私は存じておりませんが、当時私は野党の立場でずいぶん寺本次官にも食ひ下つて参りましたので、やはり必要なものは絶対に作らなくちゃいかぬじやないか、こういう考えを私は今でも持つております。でありますから、そういう線が不動、固定的に、もうでき上つておるといふ工合には私はとりたくもありませんし、またとらなくてよいのじやないかと思ひますけれども、その点大学に關することなんで、局長から一つ補足説明をさせます。

○政府委員(稲田清助君) 先ほど矢嶋委員のお話で、この国会に法律の用意があるかという御質疑でございますが、法律の用意は現在ないのでございまして、それを申し上げます。

○矢嶋三義君 私の質問を終わります。

○委員(飯島連次郎君) 他に御発言はございませんか。他に御発言もないようでありまして、質疑は尽くしたものと認めて御異議ございせんか。

○委員(飯島連次郎君) 御異議ないと認めます。

これより討論に入ります。御意見のある方は賛否を明らかにしてお述べを願ひます。

○湯山勇君 私は本案に賛成をいたします。なお賛成に當りまして特に政府に要望いたしたい点が数点ありますから、この点を申し添へたいと思ひます。

第一点は、本委員会の質問において

明らかにされましたように、定員の不足でございます。ウィルス研究所におきましては教授、助教授、助手も現在示されただけでは十分その目的を達せられないことはもちろんでございますし、ことに雇用員、事務職員、技官等におきましてはこれを実施すれば当然学部にしわ寄せされるということは必ず至でございます。それでは目的達成に重大な支障があると思っておりますので、この点は政府においてそのようなことにならないように善処願いたいと思っております。

それから次に設備費でございますが、五部門に対して三千七百万円の経費を要するにもかかわらず、本年は二部門に対して五百万円しか措置されておられません。この点も全体のバランスから見てもやや少な過ぎると思われまして、来年度五部門完成の際におきましては、全額措置されるように努力を願いたいと思っております。

〔賛成者挙手〕

○委員長(飯島達次郎君) 全会一致でございます。よって本案は全会一致をもって原案通り可決すべきものと決定いたしました。

なお本院規則第四百四条による本会職における口頭報告の内容、第七十二条により議長に提出すべき報告書の作成その他自後の手続につきましては、慣例に存しますが、御異議ございませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○委員長(飯島達次郎君) 御異議ないと思えます。よってさよう決定いたします。

それから報告書には多数意見者の署名を付することになっておりますから、本案を可とされた方は順次御署名を願います。

多数意見者署名

有馬 英二

湯山 男

寺本 廣作

三木 興吉郎

吉田 萬次

安部 キミ子

矢嶋 三義

竹下 聖次

川口 爲之助

松本 亨弘

松原 一彦

横山 フク

秋山 長造

村尾 重雄

高橋 道男

川口 爲之助

松本 亨弘

松原 一彦

横山 フク

秋山 長造

村尾 重雄

高橋 道男

川口 爲之助

○委員長(飯島達次郎君) 次に、日本学士院法案を議題といたします。質疑のある方は順次御発言を願います。

○矢嶋三義君 おそらく他の委員から質疑があったことかと思ひますが、しかしあえて念のため承わつておきたいと思ひます。

それは提案理由にもありますように、明治十二年に日本学士院が創設されて、そして運営されて参りました。昭和二十三年に日本学術会議法の中に吸収された。そのときはどういふのか、そのときの主なる論点ですね、それが本日になって日本学術会議から切り離して再び文部省の所管下に置くような法案を出さなければならぬとなつたその理由、主なる論議、それをわかりやすく明確に一つ御説明願ひたい。

○政府委員(稲田清助君) この点もお答え申し上げたのでございますが、戦後、これは占領下でございまして、學術体制刷新委員会という委員会がございまして、政府に対して日本の學術関係の体制がいかにあるべきかという諮問に応じて答申いたしましたのであります。

そのときまで戦時下においては學術研究會議といふものが非常に活潑に複雑な動きを示しておりました。また長い歴史をもつておる帝國学士院以来の日本学士院がございました。また財団法人でありました學術振興会という団体もございました。これらをどうあはれいし、どう位置づけるかといふことで非常に慎重審議いたしました。中心の考えといひまして、日本学術會議という選挙によりする會議を置いて政府に対する諮問建議の中心機関と

されたわけでありまして。その当時の考へ方は、すべてこの学士院というものを中心に置いて、それを盛り上げるといふ点に非常に考へが働いたわけでありました。従ひまして歴史ある学士院は學術會議の中に包含せられる付属機関になり、また學術振興会は學術會議と表裏一体となつてこれを応援するといふような立場の団体に位置づけられたのであります。しかるところ、この学士院は長い日本の歴史におきまして、また各国の学士院的なこの學術団体のあり方と比べてみましても、やはりこれは独立した一個の存在でよくべき本来の性格を持つておるのである。日本学術會議に從属して日本学術會議において會員を選定するといふことが、いわゆる学士院という内外において觀念せられますものあり方からいいますと多少不自然であるといふような考へ方である。この学士院においてもその議が起りましたし、學術會議においてもやはりもと通り分離し、学士院自身において會員を選任することが、學術優遇機關としてあるべき形である、兩者で議決いたしました。政府に建議を望んで参りましたので、政府においてこの法案の提出、こういう次第になつたわけでございます。

○矢嶋三義君 學術會議を文部省に移さなかつた理由としてはどういふことですか。

○政府委員(稲田清助君) 學術と申しますれば基礎的な面もあり、また応用的な面もあり、そうなりますと相當各省關係に關連いたします。ことに學術會議の建議あるいは諮問答申の点は、いふん現行行政と密接な關係にありましますので、それを文部省ばかりに依

存せしめるといふことは不當であるといふ点が一点。それからまた同時に日本学術會議法制定とともにいわゆるスタック、科學行政審議會といふものができたわけでありまして。科學行政審議會が内閣に置かれて政府が學術會議に諮問すべきものはこれを通じ、學術會議が政府に建議すべきものはこれを通ずる。従つてやはりその關係におきましては總理府に直屬することが便利だ、こゝろいふに考へたのが二点であつたと思ひます。

○矢嶋三義君 今の答弁を承ひました。しかし昨年ごろまで日本学術會議は總理府から切り離して文部省に持つていくといふ意向が表面的には當時文部省であつたかと思ひますが、その経緯はどうなんですか。

○政府委員(稲田清助君) それは當時の与党でありました自由党内部の行政組織改善に關します。何か委員会とか何かの考へが、そつとあつたように承わつておりました。政府部内においては、その案は當時なかつたように記憶いたします。

○矢嶋三義君 政務次官に伺ひます。が、ただいまの局長の答弁は私非常に明快だと思ひます。従つて現在の自由党が發展解消して大自由民主黨となつておるわけでありまして、現在の与党側においても學術會議を文部省に持つていくといふような考へはないものだと、またさうすべきものでもないといふことを私は稲田局長の答弁からあらためて認識したわけでございますが、その点について与党出身の竹尾政務次官に伺ひます。

○政府委員(竹尾式君) 學術會議を文

部省に持つていくといふことは、私に

は、さう考へておるわけではござい

ません。さう考へておるわけではござ

いしません。さう考へておるわけでは

ございしません。さう考へておるわけ

部省に持つていくといふことは、私に

は、さう考へておるわけではござい

ません。さう考へておるわけではござ

いしません。さう考へておるわけでは

ございしません。さう考へておるわけ

は、さう考へておるわけではござい

ません。さう考へておるわけではござ

いしません。さう考へておるわけでは

ございしません。さう考へておるわけ

は、さう考へておるわけではござい

ません。さう考へておるわけではござ

いしません。さう考へておるわけでは

ございしません。さう考へておるわけ

は、さう考へておるわけではござい

ません。さう考へておるわけではござ

いしません。さう考へておるわけでは

ございしません。さう考へておるわけ

は、さう考へておるわけではござい

ません。さう考へておるわけではござ

いしません。さう考へておるわけでは

ございしません。さう考へておるわけ

は、さう考へておるわけではござい

部省に持つていくといふことは、私に

部省に持つていったらどうかというよりなこととはちよつと記憶がはつきりいたしません、多分増田幹事長の時代に橋本龍伍氏あたりが熱心であつたのじゃないかというやうな記憶がちよつとあるのですが、これも覚のはつきりした政策というやうなものにはならず、終つて現状に及んでおりますし、また文部省にいたしまして、さしあたりこの学術会議を文部省につけるといふやうな考えは現在持つておらないのであります。

○矢嶋三義君 科学技術庁設置法の中には先ほど局長からお話がありました科学行政審議会が設けられるというのを承つておりますが、私その法案をよつと見ていないのですが、さういふかどうか。もしさうな場合に日本学術会議と従来の科学行政審議会との関連からいつて、科学技術庁との日本学術会議との関係は支障なく運営ができるのかどうか。その点どういふやうにお考えになつておるか、伺います。

○政府委員(稲田清助君) 今国会において御審議願つております科学技術庁設置法案におきましては科学技術審議会というものが設けられまして、科学技術審議会において科学技術に関する重要事項を審議するとともに学術会議との連絡、関連事項を取り扱われることになつております。従いまして従来スタッフが扱ひましたやうなことをこの科学技術審議会が扱うことになるものと存じます。この科学技術庁設置法案の第七條第一項の第五号に「日本学術会議への諮問及び日本学術会議の答申又は勧告に関すること。」というのがあるが、これは科学技術庁の企画調整

局においてその事務をつかさどる、こゝういふことになつております。

○矢嶋三義君 それをもう一步突つ込んで私は何つておきたいと思ひますが、科学行政関係の予算についての発言権というものは、今度できる科学技術庁と日本学術会議とはどういふ関係になりますか。

○政府委員(稲田清助君) 一般に政府予算について学術会議が別に何も発言することはなく、学術会議は政府に諮問に應じたことを答申するし、また何か建議することはございまして、さういふことも、一般の科学技術予算が学術会議の議を経るというところもございまして、また新しくできる科学技術審議会はいろいろな総合連絡調整というところに当りますけれども、各省は各省で予算を組むわけでもございまして、そのうち総合連絡調整というやうなことでこの審議会を中心としていろいろ調節いたします。さういふことはあるだらうと思ひます。

○矢嶋三義君 学術会議のことはこの学士院法案とは関連事項があるから深く論ずるわけにいかないから、その点もうちよつと伺ひたい点がありますけれども、他のときに譲ります。

○高橋道男君 この学士院を学術会議から取り出して、ずつと以前の形に返すというところにつきまして、この機関は、学士院というものは科学者の優遇機関といふことでありますが、これは憲法の十四條に榮典に関する定めがございまして、それとの関連において考えられておるのか、それとも全然関係なしに、ただ優遇といふことだけで考へておるのか、その点を明快にしてもらひたい。

○政府委員(稲田清助君) 憲法に申します榮典あるいは褒章というやうな意味とは関係なしに、優遇機関としてまた優遇と同時に学術の発達に寄与する審議会機関というやうな意味で考へております。さういふ関連からいたしまして年金を支給いたしております。

○高橋道男君 この法案には罰則がないのですが、学術上貢献顕著な科学者の優遇機関でありますから、さういふことを考へる方がいけないということも思われるのですけれども、非常に卓越した学者でありまして、中には犯罪を犯すやうな行為をした方もあると思ひます。学士院の会員にはさういふ方はなかつたと思ひますが、さういふ場合に罰則とかあるいは除名とか、そんなことは、もう全然お考えにならないのか。

○政府委員(稲田清助君) ただいまの御質疑のお言葉にもありますやうに、事の性質上さうしたことを予想しませんが、もしも必要を感じた場合には、史におきましては必要を感じたもので考へなかつたのでありますが、法体系として、もし考へます場合には、これは学士院会員は特別職でありますけれども、国家公務員法でございまして、考へるべき性質のものであらうと存じます。ただ罰則というお言葉には当りませんけれども、内部におけるいろいろな取りきめ等につきまして、もし何か制約を設ける必要がございすれば、十一條の委任の下に日本学士院の運営について必要なことは院長が定めることになつておりますので、何かいろいろ規律的なことをきめる必要があればこれによつて規則が定められることになつております。

○高橋道男君 もう一点お尋ねいたしたいのは、現在の学術会議の所在が前の学士院ですか、あの建物にあるわけですが、今度これが分れますと、やはり同じ場所でも総理府に直屬する学術会議と文部省に屬する学士院と両方が事務所を置くといふことになるわけではございませんか。

○政府委員(稲田清助君) 現在日本学術会議の建物において日本学士院が総会を開いております。また会議場は昔から学士院の總會を開くことを考慮して設計し、構想されたやうで、学士院の會議に最も好適な會議場でございます。今後といへども学術會議の建物を使って学士院の會議を開くつもりでございます。直接の事務局はやはり従前通りその會議を開くべき學術會議のうちに置いてもらひたいと考へております。

○高橋道男君 この學術會議關係で提出された資料を見ますと、学士院が分離するに至つた一つの理由として、学士院の會員を自分の手で選べない、つまり學術會議が選ぶといふところに一つの不満があつたといふことがはつきりとしてあるのでもございしますが、ただその点だけの不満であれば、二つに分れてしまえば問題が解消すると思ひのであります。その他に、もし感情的な問題でもあるといふ点につきましては、同居して運営していくといふ点に難点が起りはしまいかといふことを恐れるのであります。さういふ懸念は全然ないと考へてよろしうございしますか。

○政府委員(稲田清助君) われわれ學士院側と接觸し、また學術會議側と接觸いたしました場合に、何ら感情のわだかまりによつて分れるのでもなく、また分れた先々におきまして十分緊密な關係は維持できると私も信じて疑わないのであります。

○委員長(飯島連次郎君) 他に御発言ございせんか。では他に御発言もないやうでありますから、質疑は尽きたものと認めて御異議ございせんか。

○委員長(飯島連次郎君) 御異議ないと思ひます。よつてさう決定いたします。

それから報告書には多数意見者の署名

○委員長(飯島連次郎君) 全会一致でございます。よつて本案は全会一致をもつて原案通り可決すべきものと決定いたしました。

なお本院規則第四百條により本會議における口頭報告の内容、第七十二條による議長に提出すべき報告書の作成、その他自後の手続につきましましては、慣例によりこれを委員長に御一任願ひたいと思ひますが、御異議ございせんか。

○委員長(飯島連次郎君) 御異議ないと思ひます。よつてさう決定いたします。

○委員長(飯島連次郎君) 御異議ないと思ひます。よつてさう決定いたします。

○委員長(飯島連次郎君) 御異議ないと思ひます。よつてさう決定いたします。

○委員長(飯島連次郎君) 御異議ないと思ひます。よつてさう決定いたします。

○委員長(飯島連次郎君) 御異議ないと思ひます。よつてさう決定いたします。

○委員長(飯島連次郎君) 御異議ないと思ひます。よつてさう決定いたします。

名を付することになっておりますから、本案を可とされた方は順次御署名願います。

多数意見者署名

有馬 英二	川口爲之助
湯山 勇	劍木 亨弘
寺本 廣作	松原 一彦
三木 廣吉郎	横山 フク
吉田 萬次	秋山 長造
安部キミ子	村尾 重雄
矢嶋 三義	高橋 道男
竹下 豊次	

○委員長(飯島連次郎君) 次に、日本学術会議法の一部を改正する法律案を議題といたします。質疑のある方は順次御発言を願います。

○竹下豊次君 学術会議の選挙の問題についてお尋ねしたいと思うのですが、現行の制度によりますと、日本学術会議法の第十七条から第二十一条であつたかと思つておりますが、第四章に五カ条だけ規定がありまして、それを受けて選挙規則というものができているわけでありまして、この選挙は全国にわたる広い選挙であります。ただ有権者が少ないという点がほかの選挙と比べて特に違つた点であります。しかも非常に地域は広く行われておる。しかも非常に重大な問題に關係して議論される国家的の大会であるということになつておるのであります。この選挙規則をみましても、まあ罰則というものもありませんし、ほとんど……、非常に案にできておるようになりつたかというのを考えてみますると、何分全国のりっぱな学者ぞろいの会議である。その会員を選ばべきそ

有権者も制限されておるわけであるからして、正しい選挙が行われるであろう、理想的な選挙が行われるであろうから、最初から罰則などつける必要もないということ、国民が信頼してこゝういふ簡易な選挙規則ができておるだらうと思つております。ところがこの選挙が行われて、何回行われておるか、二回ですか、三回ですか、その模様を私など耳にするところによりますと、必ずしもわれわれが尊敬しておる学者たちの選挙にふさわしい選挙が行われて、どうも聞くにたえないというやうな醜態まで所々あるのではありません。これは私など一々その証拠を持つておるわけでありまして、なかから、一がいに悪口を言つたりするわけではないのでありますが、よくそゝういふやうなことを聞かされるのであります。せつかく信頼されておる人たちの選挙が、かような状態でありかるとすれば、それは一般の広い選挙にも非常に悪い影響を及ぼすという、実に考えようによつては重大な問題であると思つておるわけでありまして、この問題につきましても本委員会におきましても、もう一昨年になりましたが、話題に上つたことがあると記憶しております。それから本委員会から学術會議に出張いたしました、茅さんが委員長だつたと思つておるわけですが、ほかの先生たちもおそろひの席で座談的に出たやうな記憶も、何でも本田さん御記憶かと思つておりますが、あつたのであります。そゝういふ点私もあるたうに記憶しております。今度の改正案によりますと、幾らかそゝういふことも考慮されて選挙に

関する改正の条項も加えられたのではないかと察しておるわけでありまして、ところが今までの私の聞いておるのはほんとうの証拠を見ながら、聞いておるものでありませんから、もうちつと嚴重にやらなければだめじゃないかといふところまで言ひ切れるだけの勇氣も持ち合はせないのであります。何となしにそゝういふ氣持がやはり残つておるのであります。幾らかこの案で今までのよりよくなるということにはなるのであります。しかしやうけれども、どうもこれだけいいのかどうかという疑問がまだ残つておるのであります。ここに第十七条の二、「同規則の定めるところにより、選挙権及び被選挙権を停止せしめ、その者が当選人であるときは、その当選を無効とされる。」といふやうな規定を加えられる。おそろひ「同規則の定めるところにより」と書いてありますから、これからまた規則に手を入れます、何かの条項をお加えになる御予定であるかと思つておるのであります。私お伺ひしたいのは、まず第一回、何回ありましたのか、さうか、最後はおとしの暮じやなかつたかと思つておる。漸次この選挙がいい方向に向いつつあると、弊害がだんだん薄くなつていく傾向にある、あるいは一昨年の最後の選挙がまあ理想的ではなかつたけれどもさう非難するやうなことがなかつたといふやうな実情であるならば、そゝういふ規定を設ける必要はないだらうと思ひますけれども、もしこれが逆に不幸にして第一回よりも第二回順次悪い傾向が増しつたやうな実情であるならば、相当に深く検討しなければならぬのじやないかと、かように私考するわけでありまして、それで今日のその経過、ことに最後の選挙の実情につきましまして、これを檢察當局とかいふやうなわけではなしに、当局においてもこまかい点まで御説明を願うといふわけにはいかないだらうと思つておりますけれども、大体の空氣といふのは御存じのことであると思ひますので、その経過がどうなつてゐるか、実情がどうなつてゐるかといふことをまず御説明を願います。

それから次に、第十七条の二にございます先ほど読み上げました「同規則の定めるところにより」といふのは一体どういふ規則をお作りになるつもりであるのか、その点をお伺ひしたいと思つておるわけでありまして、それで現行の規則に定めてある事項のうちで、この条項に該当する場合はやはり停止するのだとか、無効にするのだとかいふやうなお見込みの条項が現在の規定にあるならばそれを御説明を願ひたい、かやうに考えます。それだけ一つ伺ひます。

○政府委員(本田弘人君) お答えいたします。

学術會議の会員は御承知の通り選挙によつて選ばれるのであります。念のため申し上げます、学術會議は七部に分れておりまして、各部三十名、そしてこの学術會議法の十七条に定むるところの有権者によりまして、その資格を持った者が各都府に互選をするものであります。現在その有権者はこの前の選挙のときは約八万、部によつて違ひますが、まあ第二部の法律関係のごときは千二百人くらいです。医学や法学関係では二万六千をこえるくらいですが、それが互選によりまして、

そゝうしてそれぞれの会員を選ぶことになりまして、しかもその会員の選び方はかなり複雑な選挙でありまして、各部それぞれ専門別の定員を定めて、また全国を七地区に分けて地域別の定員を定めております。部ごとに専門にかかわらない定員を定めてあります。と申しますのは、あまり専門に片寄らないで、また地域にもひどく片寄らないやうに、かなり複雑な選挙の仕組みになっております。そこでただいま御指摘になりましたやうに、初めは学術會議の選挙につきましては、ことにその選挙の運動につきましては、何ら制限もなかつたのであります。これは学術會議の会員が別に特別な特権を持つておるとか、いふのではなくて、むしろ学界の世話役として非常に御苦労願うわけで、非常に激しい運動もあるといふことも、その立案當時には考えられなかつたやうであります。ところが選挙をやつてみますと、むしろみずから候補する人は少なくて、推薦される方が多い。推薦する側から申しますれば、推薦した以上は当選させようといふことになりまして、熱心な余りかなり競争が激しくなりました。競争が激しくなるといふと、いろいろ文書その他いろいろな運動が行われてくるわけでありまして、そこで今お話のような非常にひどい悪質な選挙運動があつたといふことは私には考えられません。ただ熱心な余りかなりこの運動が激しかった。運動と申しますか、かなり熱心に推薦される余りいろいろな形において運動があつたといふことは承知いたしております。そこでいろいろそれにつきまして先ほどもお話がありましたよ

り、学術会議の内部からも、あるいは世間からもいろいろな批評がございまして、学術会議といたしましては、謙虚にすぐ反省いたしまして、四一委員会という臨時の委員会を作つて十分検討をいたしまして、そこで互選による選挙で、公職選挙法によるものでありませんから、みずから警察その他の手足を持つておるわけでもございません。そこで適当に制限を加えるということもなかなか事実上困難であります。そこでともかく科学者の選挙に幾らかでも金がかかる、金がかかるといつても、大したことはないかと思ひますが、二万六千人の有権者に、はつき一本のあいさつを出しても乏しい研究者にとつてはかなりの負担になりますから、そういう費用は、もうかけないように、また一方では内外のいろいろな疑惑等にこたへまして、このたびは四一委員会が慎重審議いたしました結果、選挙運動というものは原則的に制限する。ただ原則的にと申しましたのは、あまり一挙に全部をやめてしまふのもどうかというので、ごく少数のはがき、これも二万六千人をこえる有権者があつた場合に、最高一千五百枚、たとえば一万人の有権者のある場合には、六百枚程度ですか、そういう程度のはがきにとどめまして、選挙運動を一切制限する、そのかわり推薦あるいは立候補者の名前を各有権者に知らせる速報なり、あるいは選挙公報というものを出すことにいたしました、その選挙規則につきましては、前にお手元にお配りしました資料に選挙規則改正案、これは案と書いてありますが、もう確定いたしましたので、この通り選挙規則がございまして、そうして今度の来たるべき選挙からそれを行ふことになつております。

○竹下豊次君　そうすると、今日までいろいろなうわさが立つておりますけれども、よくはかの選挙で行われる、やれ戸別訪問がどうか、買収とか、供応とか、そういうようなことなどはほとんど今日までもなかつたというふうに了解していいんでございませうか。

○政府委員(本田弘人君)　今まで選挙運動について何ら制限がなかつたもので、それから、それがいいとか悪いとか、つまり悪いということでもなかつたわけですから、だからして熱心のあまりほかの研究室を訪ねるとか、個人々々を訪ねるといふようなことはあつたと思ひますが、それはそれは別に制限したのをくぐつたのではなくて、制限がないのでありますから、そういうことは、行われていた事実は私も承知いたしております。しかし制限がなかつたので、それを悪いとは言へなかつたわけなんです。今度はその制限をしまして、制限をします結果、そういうことは学術会議の選挙にはそういうことはしてはいけませんというところを、はつきり規則の上で示しました。そこで、従つてそれに違反した場合に制裁の必要がある。つまり選挙権、被選挙権をとめるとか、当選者のある場合には当選を無効にするという必要が起るのであります。そうするとその制限は、やはり法定犯の制限でありますからして、法律の根拠に基づくことが必要であるといふことで、学術会議法の一部改正をお願いした次第であります。

○竹下豊次君　この第十一條、この案のあたりについていろいろ戸別訪問とか書いてありますね、これです。まあ今の

お話を、議論するわけでもありませんけれども、規則にないからやつてもいいんだというふうに学者先生たちがお考えになるのはどうも、普通の選挙でも悪いことにきまつてゐるんですから、日本国中だれも悪いことだと思ひない人はいない。規則にあるから悪いことだといふことでなくして、しては悪いといふことは常識的に考えられる、だれでも考えるんです。まあ選挙規則によつて、必ずしも規則はそう考えられない条件があるかもしれないけれども、買収や供応や、そういうようなことなどはよくないんだというより、なことは、はつきりしていることで、規則にないからやるんだと、それも責められないといふような考え方は、これは途方もないことで、もし学者の中であつて、そういうことを考へてゐる学者が相当にあるものだと思へば、罰則などもうんとしつかり規定しないといふと、知恵のある人たちがすかすかね、またくぐる方も上手だろうというより、なことも一応考へられる、悪く申しますと、まあそれは今のちよつとあなたの言葉じりをつかまえたようなことではありますけれども、そういうことは、やっぱり今日の選挙がいろいろな非難を受ける私には大きな原因になつてゐる考へ方がすね、という気持ちがいたすのであります。これはこれだけ申し上げておきます。

○政府委員(本田弘人君)　念のために申し上げますが、私先ほど申しましたのは、非常に悪質の運動があつたらうとは思ひながら、ただ何ら制限がないために、せっかく推薦したんだから、あの人を一つぜひ推薦し当選させよう

と、そういう話し合いにいろいろ人を訪ねたとか、そういうことはあつたと思ひます。いわゆるその全く良識にまかしたのでありますから、今お話のように買収、供応その他悪質のだけれども常識的に考へて悪いことを、規則にないからやつていいんだ、またそれをやるのだという意味でなくして、私の先ほど申しましたのは、たとえば人を当選させるために協力を依頼するとか何とかいふ、そういうことがあつたことは認めますし、そのことは必ずしもその当事者が悪いと思ひなかつたであつたまいし、それをしつてとがめることとどうかといふので、今度はそういうことを一切なくするためにかなり徹底した制限を加えたわけでありませう。

○吉田萬次君　ただいまの御説明があらましたように、私も供応だとか買収だとかいふことは悪いと思ひます。しかしながら戸別訪問やそれから文書は私も聞いておりました。が、私はさらに一步を進めて、そうして記名投票だつたと思ひますが、あの記名投票といふことをやめて、そうして文部省の方であつた官製のものがきつたもので、あつた、そうして送つてもらつて無記名で投票するようにしたらどうかと思ひますが、どうですか。

○政府委員(本田弘人君)　お答えいたします。学術会議の選挙は郵便投票であります。そうして無記名であります。そうしてただ有権者が投票されたことを確認し、そのために交付のときに外封筒には有権者の名前を書くことになつております。

○吉田萬次君　やはり私も考え違ひをしておりました、なるほど内面は無記名で外に記名した覚えがあります。

が、かようなことは、もう少し厳格にするために、そうして運動のできないようにする方法はないでしょうか。お互いに学者ですから金を使わないように、ほんとうにわれわれが希望する人が出るように。ほとんど推薦ばかりであります。推薦ばかりでありますけれども、さらに厳格な意味において公正に選挙ができるような方法は考えられませんか。

○政府委員(本田弘人君)　お答えいたします。その点につきまして、先ほど申しました四一委員会でもかなり長らくいろいろ討論されました。一時は直接投票の案も出たのであります。それも具体的にいろいろ考慮いたしました。が、何しろ全国にまたがつておるし、数は割に少い。そこで直接投票といふことは実施上かなりの困難を伴いますので、やはり郵便投票によることにやむを得ずしたのであります。そこで投票用紙をお配りするのを以前のようにならぬ早い期間にしないで、できるだけ選挙の近い期間にするとかあるいは郵便投票の際、前の二回までの選挙のときは一々有権者が投票したことをチェックいたしませんでしたが、そういうこともはつきりさせまして、そうしてことに先ほども申しましたように、選挙規則にはかなり制限を加えた規則を設け、各有権者にその説明書を投票用紙と、有権者の登録のときに一緒にそれをお配りしまして、そうしてその選挙の公正を期したい、こう考へておる次第であります。

○吉田萬次君　先ほど御説明があり、私も考え違ひをしておりましたが、外の封筒に名前をたしかに書きます。そうするとだれがだれを入れたという

ことがはつきりするようになつて、どうも上合が悪いように思うが、その点はどうお考えになりますか。

○政府委員(本田弘人君) 外封筒はただその有権者名簿に照らしまして、それをチェックするだけでありまして、中をあげまして、そうして立会人のもとに投票箱に中だけを入れますから、従つて今の御心配のようなことはないと思ひます。

○竹下登次君 この選挙規則の改正案です、これは文部省と学術会議と、すてにお合せすみの案でございまして、うか、文部省だけの案でございまして、うか、学術会議の案でございまして、うか。

○政府委員(本田弘人君) お答えいたします。学術会議は総理大臣の直轄になつておりまして、それで独立の機関として学術会議にいろいろ規則を作ることを委任されておりますので、そこで学術会議で特別の委員会を作りまして、また学術会議の選挙管理委員会の議を、さらに総会の議を経てできたものであります。

○竹下登次君 文部省はタッチしておられないんですね。

○矢嶋三義君 大へん申しわけないが、今大事なところをちよつと聞き落したので、この法案が出てくる過程で起草者はどなたですか、もう一回お願いします。

○政府委員(本田弘人君) これは立案の経過を申し上げます、学術会議の中に学術会議のあり方運営の方法等について内外の批判にたえて、また従来の経緯に徴してそれを検討する四一委員会という臨時の委員会ができておりまして、そこですべての審議を重ねて、

そうして、それから今度は法規委員会というのをごいまして、法規委員会に移し、一方選挙管理委員会の方にも移しまして、そこで審議いたしまして、それを四一委員会にさらに返して、この法規委員会をこれに立案いたしまして、総会の議を経てこの選挙規則の改正ができたのであります。かなりの時日とそれから審議の回数を重ねております。

○選挙管理委員会の委員長は東京大学の法学部の団藤教授でありまして、法規委員会の委員長は同じく東京大学の法学部鈴木教授が委員長になって、かなり慎重にこの案を練られて、そうしてこれが所管大臣である総理大臣の方から国会へ提案された、こういう経過になっております。

○矢嶋三義君 わかりました。そこで伺いますが、その総会を経ていくということですが、総会でこれが可決されたときの状況はどうでしたか承知いたします。

○政府委員(本田弘人君) これも念のため資料の中にその速記録がございまして、大した議論がなく、よく了承されて、大した議論がなく、よく了承されて、最終的な決定を運営審議会という総会にかかわる理事機関にまかされまして、そこで理事機関で最後の決定をしたのであります。

○吉田萬次君 この選挙であります、すべて選挙権と被選挙権を持つておられます、候補者となる方は大学の教授がほとんどだと思ひます。が、かしな人がそれでもわれわれが予想しておる人が出ず、そうでない人が出ることがあります、これは委員会のようなものでも作つて推薦の形式にし

た方が、よりつばな人が出やしないかというのを思ひますが、そういう点どうですか。

○政府委員(本田弘人君) この点につきましては先ほど申しましたいろいろな委員会等です、分検討を重ねられたのであります、先ほどちよつとふれたように、学術会議の選挙が同じ部のしから専門の人の互選によるもの、それからその同じ部だけのもの、そうしてまた各地方から各部に一人ずつ、こういうことになっております。

〔委員長退席、理事有馬英二君委員長席に着く〕
おもな研究機関の代表者、あるいは学術界の代表者、そういう人たちが推されてなるのであります、学術界からだけできるものも少し行き過ぎがあるし、研究機関だけでもきめられない。そこでいろいろな形で推薦が出て参るのであります。選挙の結果を申し上げますと、個々の点についていろいろ何と申しますが、新聞等に出ておりますが、大体選挙の結果を考へてみますと、二百十人の定員の中で国立、公立、私立の大学に籍を置いている教授が百七十名くらいでありまして、官公署の研究機関の方約十五名くらい、それから民間の研究機関なり、会社の研究機関等の人約十五名、そのほか、中には名誉教授あるいは民間の弁護士、その他の方がありまして、大学の場合でも、必ずしもそう一カ所に集めたいと思ひません、四十数校の大学、そのうち東京大学が約二十七、八名だったかと思ひますが、京都が二十名くらい、古い規模の大きなところでも十名くらい、新制大学で相当多数一名ずつ出ているという

くらい、かなり分布はいたしております。

○矢嶋三義君 ただいま選挙のことが出てくるわけですから、それに関連して、もう一つ承知いたします。この選挙規則を見ますと、世間の人はわれわれの選挙を泥沼と言いますが、われわれの方をまねた選挙規則を作つて、ちよつとさびしい感じがするのですが、これはよほど目に余る事態があったことと思ひますが、どういふ例がありましたか、一、二ちよつと聞かせていただきたいと思います。

よほど目に余る事態が何かなければ、学術会議の選挙に、われわれの選挙規則をまねたこんなことはしないのじゃないかと思つておりました、新聞でちらほら承つておりました、が、どういふ理由がございまして、ちよつと聞かせて下さい。

○政府委員(本田弘人君) お答えいたします。先ほど申しましたように、従来選挙運動に全然制限がなかった。制限がなかったために、

〔理事有馬英二君退席、委員長着席〕
たとえば協力を求めて訪問するとか何とかというものが、必ずしも悪いことだと思はれてなかった。あるいはあいつを本人なりあるいは推薦者の方から出したたりすること、これも別に制限がなかった。また、必ずしもそれが悪いことだとも言われなかった。そういういろいろなことが激しくなつて来ますという、金もかかる。さなきだに豊かでない研究者に費用の負担がかかると、あるいはまた推薦者の熱心なあまりに、いろいろ教室やその他にまでも協力を求めるようなことが非常に激しくなつてくる。それで、もう一切選挙

運動をなくしようということでいろいろ制限をしたのであります、一々違反があったから、あるいは悪質の運動が行われたからというところでなくして、どうもわれわれのところでも、中途半端な制限ができません。従つて原則として選挙運動は禁止、ただ先ほど申しましたように、ごく少数のはがき、これは選挙管理会で検印をしたはがきだけごく少数認める。それ以外は一切選挙運動を禁止する。そのかわりに速報なり公報なりを出す、こういうことで定めましたために、一切の選挙運動を禁止する。ただ抽象的に申しまして、それだけではわかりませんので、公職選挙法その他いろいろ参照されまして、それよりもきびしく選挙運動を、演説会も、座談会も、電話等のことまでも一切なくする、こういうことになつたわけでありまして。

○矢嶋三義君 それでは最近の過去の実績からは、この学術会議選挙のために、一時的にでも講義あるいは研究がストップするような事態もかなりあつた、かように了承してよろしゅうございませぬ。

○政府委員(本田弘人君) 研究がストップしたということがあつたということは、私にまで承知しておりませんが、研究している人が熱心なあまりに、ある時間がさかれたとか何とかということは十分想像されることではあります。それもなくしたいために、こういう制限を作つたわけでありまして。

○矢嶋三義君 ちよつと無理なお尋ねかも知れませんが、また大ざつたお尋ねかも知れませんが、あえて伺いま

運動をなくしようということでいろいろ制限をしたのであります、一々違反があったから、あるいは悪質の運動が行われたからというところでなくして、どうもわれわれのところでも、中途半端な制限ができません。従つて原則として選挙運動は禁止、ただ先ほど申しましたように、ごく少数のはがき、これは選挙管理会で検印をしたはがきだけごく少数認める。それ以外は一切選挙運動を禁止する。そのかわりに速報なり公報なりを出す、こういうことで定めましたために、一切の選挙運動を禁止する。ただ抽象的に申しまして、それだけではわかりませんので、公職選挙法その他いろいろ参照されまして、それよりもきびしく選挙運動を、演説会も、座談会も、電話等のことまでも一切なくする、こういうことになつたわけでありまして。

すが、学術会議の選挙等を通じて、学
界に对立がもし出された場合は、私
は二つの場合があるのではないかと
思っておりますが、その一つはイデオロ
ギー的な立場に立つたものと、一つは
学界に根強く巢食しているところの学
閥、主権関係ですね、これからのもの
と、僕は大きくわけて二つあるのでは
ないかと思ひますが、それ以外に何か
あるかどうか。またその二つだとする
と、そのどちらが弊害が大きいように
局長のめがねには映つておられるか、
参考になつておきたい。

○政府委員(本田弘人君) 選挙であり
ますから、いろいろな対立が起つてく
ることはこれはやむを得ないかと思ひ
ます。ことに、たとえば一方では私立
大学の代表者をよけいに送ろう、それ
がために一つの学校の票だけではど
うも十分でないためにいろいろ連合を
する。そうすれば今度は国立の大学
の候補者が出ない場合には、一方さ
ういう何が起つて、そういう競争が激
しいというようなことは、まああるこ
とであります。しかしそれはあとに
少しも残らないものであります。今の
イデオロギー云々のことは、これはや
はりそれぞれの機関なり、学界なり、
あるいはそういうたとえは民主主義科
学者協会というところから推さ
れておるところもありまして、あるい
はまたそうでないところもあります。
そうしてそういう方が当選されたから
といって、別にそれが内部で非常に対
立抗争しているというようなことは認
められませんか。ただ学術会議は性質上学
術の審議機関でありますために、従つ
てそこでは学者の立場からかなり自
由な論議が行われます。それがこの全

体の決議にまとめられるわけでありま
すが、論議そのものはきわめて自由な
立場において行われておるわけであり
ますから、ただその論議だけを聞かれ
るといふと、何か非常に対立でもある
かのようにとられますが、学術会議全
体としてはやはり全体のインテグリ
ティーを保っているとは私は信じており
ます。

○矢嶋三義君 次に伺ひますが、この
法案審議に當つて、非常に広範にして
詳細な資料を本院に出された当局に対
しては敬意と感謝の意を表しますが、
その中に「勧告・申入、諮問答申一覽
表」というものがございます。これは
一九五五年十一月十日現在となされて
おりますが、その後今日までこれに追
加する案件は何件ぐらいございます
か。

○政府委員(本田弘人君) 大體政府
に、総理府の科学技術行政審議会を通
して政府に勧告するわけでありまして、
それは原則として總會を通しますの
で、總會が昨年の十一月にありました
から、總會以後のものは割に少いわけ
であります。それで總會の間に運管
審議会というのがございまして、總會
に代る理事機関がありまして、そこで
いろいろ委員会等で審議されたものを
運管審議会にかけ、運管審議会がそ
れを適當だと認めれば、それを総理府
の科学技術行政審議会に提出する、そ
ういふことでありますために、十一月
以降のものは今はつきり記憶しており
ませんが、そうたくさんはないはずで
あります。三件ぐらいのものだそうで
あります。

○矢嶋三義君 そういう勧告、申入、
諮問答申等を決定された場合に、文書
をもつと科学行政審議会に出されると
同時に、新聞発表されるでしょうが、
それ以外に一般国民への公示、公表と
いうようなものは別にされておしま
せんか。ということ、私なんか比較
的関心を持つておる方でありながら、
これを見ると、ああこういうのがあつ
たかなと思ふようなのが遺憾ながらあ
るわけですがね。ましてや一般の国民
には、この学術会議の重要性から考
へた場合に、いろいろ一つの結論を出し
て、政府に答申したとか、あるいは申
し入れたとかいうようなのを国民に
周知できないでいるような面が非常に
多いのじゃないかと思ふのですが、そ
ういふ広報宣伝と申しますかね、そ
ういふ点はどういふふうになされてお
りますか、伺ひます。

○政府委員(本田弘人君) 前に湯山委
員からその点についてお話がありまし
て、お答えいたしましたのでありますが、
いわゆる広報宣伝的な努力に非常に欠
けておりました、まことに申しわけな
いと思ひますが、今後その面
について一そう力を尽したいと思ひ
てあります。ただこの学術会議の中
にはかなりたくさん、約八十ぐらい
の委員会や分科会がありまして、日常
非常に地味な活動を國際的にも国内的
にもいたしておられます。で、そういう
のがいろいろな形に現れてきますけ
れども、これは必ずしも普通の新聞に
はそれが現れないのでありまして、
何か特別なときにそれが強く現われ
る。そういう意味で学術会議の全貌が
ときどき誤り伝えられたり、あるいは
誤解を招いたりすることがあるので
あります。学術会議の少くとも年報
のようなものをこしらえて各方面にお

配りし、あるいはまた適當な方法で
もつて連絡をはかることをいろいろ考
えてはおりますけれども、この前にも
申しましたように、年報を一度作りま
したけれども、一度作つて、たしか國
会にも御配付したような記憶がありま
すが、その学術報告類があまりに多
く、費用の点もやや窮屈なために、な
かなかそういう点に廻りかねていたの
であります。いろいろ御注意もあ
りますので、この点については將來一
そう努力いたしまして、できるだけ、
少くとも国会等の方面につきまして、
できるだけ連絡を密にしていきたい、
こう考へておる次第であります。

○矢嶋三義君 参考のために伺ひます
がね。あるいは国会方面とか、あるいは
は国会図書館、都道府県公立図書館と
か、あるいは政治問題研究団体とか、
たとえて言えばです。まあその程度く
らいにそういう結論を頒布するとすれ
ば、大ざっぱなところ、どのくらい予
算が要りますか。考へたことございま
すか。

○政府委員(本田弘人君) 現在この学
術会議は、まあ本質としては審議会な
んであります。そこでそこから出し
ておりますのはきわめて専門的な週報
とか、報告とかいうものでありまし
て、そういうものは國際的にも国内で
も主なる研究機関と連絡いたしてお
ります。そこで何か非常に特別な……一
般的な問題につきましては、そういうこ
とをできるだけお知らせしたいわけ
であります。まあ普通の場合にはあま
りに専門的なことが多くいふのですか
ら、研究機関等への配付に、ほとんど
それに追われておるわけでありまして
現在やはり二十種ぐらいのものを刊行

物を出しておりますが、出版費として
は三百万円ぐらいの予算でそれをやつ
ております。しかもその出版費は学
術上の出版費が年々足りなくて、いろ
いろ専門の方から要求されておるよう
な状態です。まあこういう方面
も今後努力しなくちゃならない重要な
方面だと私は考へております。

○矢嶋三義君 政務次官がおられぬか
ら、この質問はちよつと切りまし
う。
で、次に移りますが、あなたのとこ
ろで出された勧告、申し入れとか諮問
がどういふふうにご生じておるかとい
うことについては、おそろく質疑があつ
たと思ひますから、ちよつと私角度
を変えて承知しますが、最近勧告、申
し入れ、あるいは諮問答申をして、こ
れは実現してはしなかった、まことに残
念だったという例を二つほどと、それ
からまた反対に、受け入れられて実現
して、これは学術会議として非常に存
在価値があつて面子が立つたというよ
うな例を二つほど一つあげて下さいま
せんか。

○政府委員(本田弘人君) お答えいた
します。この表で御覧になつていただ
きたいのですけれども、この表にあり
ますのは、ときどきの、その折にふれて
の問題をいろいろ政府に申ししたので、
比較的具體的な当面の問題が非常に
多いのであります。そこでこの諮問一
覽表のほとんど大部分は政府にいれら
れております。そしてそれだけ研究者
に役に立つておると信じております。
それからいろいろの研究所の設立等に
つきましては学会から強く要望いたし
まして、文部省でそれを実現されたも
のもかなりあります。学術会議で勧告

をいたしまして、いれられなくて非常
に今でも残念に思ってお申します
のは、その一、二をあげようというお話
であります。これはこの前に申し
上げましたが、日本の基礎研究と、それ
からその実用面のつながりが非常に
学術体制の上で悪い。そこで研究成果
実用化のために特別な委員会を作つて
しました。そして政府も一旦は受け入れ
たのでありますが、当時占領中で、ど
ういう事情かしてませんが、まだ実現
を見ないというのは非常に遺憾に思つ
ておる点であります。それからまた
う一つは、公衆衛生の立場から、たと
えば公衆衛生の問題から尿尿処理の問
題のごとき、相当大きな問題でありま
す。これも勧告されておりますが、い
まだ見るべき実現の段階に入つてない
のは遺憾であります。また災害の問題
につきましても、特別な委員会を作り
まして、そうしていろいろ検討いたし
て勧告したのでありますが、それも十
分その成果を上げていない、こういう点
は非常に残念に思つておるところであ
ります。

○矢嶋三義君 ここで政務次官に伺い
ますが、私はこの学術会議の第一条、
第三条等から申しまして、非常に私は
重要なものだと考えますし、ことに日
本の科学行政などというのは先ほど申
しましたような経過をたどつて選出さ
れて参りました学術会議委員諸君が真
重審議された結果でございますから、
その線に沿つて日本の科学行政とい
うものが動くようになってよろしい
と、そういう私は見解を常々持つてお
るものですが、これは充足当時と比べ
ますと、何となく影が薄くなつていく

ような感じがしないわけでもございま
せん。で、いろいろここに勧告、申
し入れ、諮問、答申一覽が出ておりま
すが、これらが実際に生きてくるため
には、私は現在の日本では国民全般的
な立場から輿論化されるくらいになら
なければならぬかなと実感できぬじや
ないか、かように考えます。そういう
意味において広報宣伝というものは私
は重要だと思つております。これが十分
にあるわけですが、やはり予算の關係が
に充実に無くて全国の学校に配付さ
れておらず、あつては精神を生か
されて、学術会議の広報宣伝について
一段と努力されていかうかと思つて
います。予算的に私ささやかなものだ
と思つて、竹尾政務次官の御所見を承
わりたいと思つてます。

○政府委員(竹尾式君) 先ほど事務局
長さんが御答弁されたと思つて、
学術会議につきましても、これは御承
知のように文部省の直接の關係は実
はございません、そういう点につき
ましては御趣旨は御もつともと思つて
ますが、事務局長さんの方から一つお
答えになつた方がよろしいと思つて
います。

○政府委員(本田弘人君) 私先ほどの
発言一つ訂正いたしておきたいと思
つて、広報に關しまして湯山委員
からもお話があつたと思つて、特
に委員長からその点お話がありました
ので、その点をまあ訂正と申しま
す。追加したいと思つて、
今の広報と申しますか、徹底の点に
つきましては、文部省の外局になつて
おります学術振興会で学術月報とい

ものを出しております。その学術月報
には学術会議の活動を載せておりま
して、そして毎月それを載せておりま
して、それが学会や研究機関等に相当
する方面には行つていてと私承知
いたしております。

今御希望のようない点につきまして、
実はしばしばそういうことを企画しな
がら、予算と人手の不足のために実現
をみるに至らないのは非常に遺憾であ
りました。先ほど申しましたように、
一層その点について努力をいたしたい
と思つております。

○矢嶋三義君 政務次官に伺いま
すが、私の偏見なら幸いでありま
すが、私のこの二、三年政府においては学術
會議をけむたがつてゐるような感じを
受けるのですが、あくまで学術會議の
立場を尊重し、これを活用していくと
いうような積極的なお気持ちを持つて
いたしたいというような念願を持つて
いるのですが、いかがでございま
しうか。

○政府委員(竹尾式君) お尋ねでござ
いますけれども、別段文部省として毛
ざらにしているというようなことは全
然ないと思つておりますし、それか
ら日本学術會議のもろもろの御要求に
対しては、文部省としても大いにその
御意見も尊重いたしまして具体的に取
り入れております。たとえば、こんど
の例の南極探検に關する事項である
か、あるいはその他たくさんございま
すが、そういうのはまあ全部といつて
もいくつかに学術會議の御要望を
いれてゐるような現状でございまして、
今後とも矢嶋委員さんの御懸念のない
ように、一つ将来も努力をして参りたい
と思つております。

○矢嶋三義君 もう一点伺います。
他の委員から質疑があつておりまし
たら簡単に御答へ願ひたいと思つて
ますが、それは、この第十六条、職員
の任免手續をどのように変えた理由は、
何か、どういふ理由に基くもので
ございまして、お答へ願ひたいと思
つています。

○政府委員(本田弘人君) お答へいた
します。
これは別に実質的には何にも変わ
りません。ただこの法律が制定され
ました當時は一級官、二級官というよ
うな別があつたのでありますが、今日
にはそういうのがありません。今日法
律を改正します機会に級規定の今日適
用しないものを今の形に改めただけ
でありまして、内容的には、実質的に
何ら変わつておりません。

○矢嶋三義君 今何級職というの
があらうと、あれは關係ないわけ
なんです。それは、何かこの十六
条からいって、従来は幹部級だけは
局長が扱つて、それから下級クラス
の方々は局長が取り扱つておつたとい
うふうにとれるわけですね。今度の改
正では、もうすべてのものを全部局長
の権限からはずして総理大臣が取り
扱うというふうになつたような印象
を受けるわけなんです。

○政府委員(本田弘人君) 従来も人事
院の規則によりまして、それでその前
の法律によりまして実際の施行にお
きましては総理大臣の承認を得ると
か、何となくいろいろの手續が實際
ありまして、新しいこの十六条の改
正された形におきまして、総理大臣
が一々下級の任免をするわけでは
ありません。委任があつて、その委
任に基いて

やるわけでありまして、實際の取扱
いにおいては変りないはずでござ
います。

○竹下豊次君 文教政務次官にお尋
ねしたいと思つて、
先ほど本田局長さんのお話を承
つております。この選挙規則
ですね、立案は内閣に所屬して
おる機関の学術會議で立案して、
文部省とは御相談なかつたように、
私の聞き落し
じやなかつたかと思つて、そう聞
きたのであります。そうしますと
と、ちよつと私などの今までの予
想と違つたことを聞いたわけであ
ります。まあ学術會議は内閣所屬の機
関になつておりましたが、あそこ
で審議されることは、ほとんど全
部といつていいくらい文部省と
關係があるわけなんです。それで
なつては實際お困りではないか、
両方ともお困りではないか、また
この選挙の問題にいたしまして、
従来この選挙の状態についてい
うのですが、それを聞き込みな
がら、注文があつても相談の相手
にもされない、また意見が積極
的に述べられない、また意見が
必要じゃないか、表面ではどう
いふか、最後の決定はもとより
内閣でできる、文部大臣の意見
と総理大臣の意見と違つた場合
はこれはまあやむを得ないこと
でありまして、途中があんまり
抜けてしまつた、そういう意味
で、さつきのお言葉だけをとり

ので、そこで著作権協定に関する一方向転換をいたしまして、すべてこの条約を基礎にやるという建前をとっ参りましたので、日本といたしましても現在の暫定協定がこの四月の二十日に切れますので、この条約に加入するを得なかった、こういう事情で

でございますので、そういう意味で当初の意図が米側にも変更があったと、こういうわけでありませう。

○高橋道男君 あるいはこの委員会でも問題になりましたけれども、そういふアメリカの方で協定を結ぶ意思が変つたというように、このことについては事前に日本の方への連絡はあったのでしょうか。

○政府委員(内藤三郎君) これは万国条約が成立しまして、その後日本側から二国間条約の申し出をいたしました。その都度アメリカ側ではそういう意思表示をしておりますので、別段二国間条約にするというような、あるいは万国条約にいくというようなことはなくして、折衝の過程においてアメリカ側の意思というものは十分に日本側には伝えられておつたわけでありませう。

○高橋道男君 今度のこの法案で法定許諾制度が出てきておりますが、これはほかの国でもこういう制度をとつておるところはあるのですか。

○政府委員(内藤三郎君) この法定許諾制につきましては今のところ十八カ国が万国条約に批准して加盟をしておりますが、今のところ日本以外にはないわけでありませう。と申しますのは、もともこの規定は翻訳権十年の留保がベルヌにございましたが、そのベルヌ条約の場合には翻訳権十年で消失するという規定のものは、文化の後進国である日本とかあるいはギリシャ、トルコ、こういう数カ国しかやっておりますところではないようにございませう。

○高橋道男君 日本だけ特にそういう制度を取るところについて特別の理由があるのでしょうか。

○政府委員(内藤三郎君) ベルヌ条約におきましては、十年の留保をいたしました。日本は十年留保をいたしておりましたが、十年たてば翻訳権が消失する、こういうわけでございますが、今度の万国条約の場合には留保は認められな、そのかわり七年たてば法定許諾制で翻訳のある程度の自由を認めようというので、ベルヌ条約の翻訳権十年に法定許諾制のものがこの七年後の法定許諾制でございますが、これを日本が採用したわけでございます。

○政府委員(内藤三郎君) 別に文部大臣が著作権を持っているわけではなく、大臣が著作権を持っているわけではなく、著作権の所在とは違つております。

○高橋道男君 著作権を文部大臣が持つわけじゃない、しかしながら翻訳権はその申請した人が取得するわけですね、そうするとその翻訳権を持つ人、今度のはわが国においては著作権を持つということにはなるのですか。

○政府委員(内藤三郎君) さようでございませう。

○高橋道男君 その五条の法文について伺います、六行目に「文部大臣の認可を受けた公正なかつ国際慣行に合致した補償額」という条文があります、この「文部大臣の認可を受けた」というその条文は「公正な」というところへつづのか、あるいは「補償額」の方へつづのか、はっきり受け取れないのです。その点を伺います。

○政府委員(内藤三郎君) これは文部大臣の認可を受けた補償額にかかるところでございます。公正なかつ国際慣行に合致した」というものでは……

○高橋道男君 そうすると、公正なかつ国際慣行に合致した補償額を文部大臣が認可をしているという意味ですね。

○政府委員(内藤三郎君) さようでございませう。

○高橋道男君 それではその場合の公正なかつ国際慣行に合致するというのは、定価の五割ぐらゐでございませう。

○高橋道男君 定価の五割とおつしやいまして、それは最初の著作物の定価ですね。翻訳の後の定価という意味でございませう。

○政府委員(内藤三郎君) これは最初の定価の五割でございませう。

○高橋道男君 そうするとそれが翻訳料ということになりますので、よろしくか。

○政府委員(内藤三郎君) さようでございませう。

○高橋道男君 そうするとその翻訳料というものが、補償額というものは現在のわが国におきましてはそれが基準となつて大体認められておるものでしょうか。非常に差があるというふうなことは起つておりませんか。

○政府委員(内藤三郎君) 大体その前後しておるようございませう。

○高橋道男君 もう一点お尋ねをしたのは登録の問題であります、付則の三項に出てきております「第一発行年月日ノ登録」ということが出てお

ります、これを設けられた理由なりその予想される実益というもののについて御説明を願いたいと思ひます。

○政府委員(内藤三郎君) 現在の著作権法にも著作年月日の登録というものが認められておるわけでございます。今回これを設けましたのは、第一発行の年か起算されて保護期間が認められるわけでございますので、第一発行の年月日を登録いたしておきますれば、国内的に紛争が起きた場合にも訴訟の手数が省ける、外国の場合にこれが対外的にも、アメリカの国では納本登録というやうな嚴重な手続をとつておりますが、この訴訟をする場合に、こちらが発行の年月日の登録を差し出しますならば立証する場合に非常に役立つのではないかと、ことに二十年三十年後に論争が起きますので、第一発行のときがいつであつたかということが議論になると思ひのであります。

この場合に、向うが反証をあげない限りはこれをもちつて著作権の起算点になると思ひますので、そういう国内的にも国際的にも著作権の保護が完全にできると、かように考えたわけでございます。

○高橋道男君 今局長が言われた点について、万国条約においては③の方式によつてその保障をしようというふうな条約のほうからは私は受け取れるのですが、従つてわざわざ第一発行年月日を登録する必要がないようにも感じられるけれども、その③との関係はいかがでございませうか。

○政府委員(内藤三郎君) お話のうちに②と一九五〇何年と氏名、この三つが要件でございませうので、これだけを書いておけば著作権が保護される、方式国のアメリカにおいて保護されるというわけでございます。ただここに登録制度をおきましたのは訴訟になつた場合なんでありませう。訴訟になりますと、やはり納本登録の手続をそのときはとらなければならぬ、そのときに保護期間の問題で、いつが発行の年月日かということが当然論争になると思ひのであります。そういう場合に、第一発行の年月日の登録署名を出しますならば訴訟の手続は非常に簡素化されるのではなからうか、こういう意味であります。

○高橋道男君 その③だけの場合です。訴訟などが起るときには納本などを出さなければならぬということですが、それと第一発行年月日を登録をしておいた場合に、訴訟が起つた場合にはこれが納本は全然要らないと、こういうことが言えるのですか。

○政府委員(内藤三郎君) それはやはり米州関係、特にアメリカでは納本登録制度をとつておりますから、訴訟のときには納本登録をしなければならぬ。訴訟は非常に件数が少ないと思ひます。全体のほんの一部だと思ひますので、この場合には納本登録の手続をとり、第一発行の年月日の登録署名を出すのは、その場合に保護期間の起算点がいづつになるかというふうになりますと、やはり発行年月日がアメリカでは現在問題になつておりますので、その場合には反証をあげ得ない限りはこれによつて訴訟の手続は簡素化される、こういう考えでございませう。

○高橋道男君 そうしますと、この第一発行年月日を登録するといふかわりに、③のところへ②と年号を書くといふところ、年号に加えて月日も表

る、方式国のアメリカにおいて保護されるというわけでございます。ただここに登録制度をおきましたのは訴訟になつた場合なんでありませう。訴訟になりますと、やはり納本登録の手続をそのときはとらなければならぬ、そのときに保護期間の問題で、いつが発行の年月日かということが当然論争になると思ひのであります。そういう場合に、第一発行の年月日の登録署名を出しますならば訴訟の手続は非常に簡素化されるのではなからうか、こういう意味であります。

示しておくというよりなことに、登録をせずには保障が保証できないというところは考えられないですか。

○政府委員(内藤三郎君) 条約では発行の年としか書いておられませんし、これは各国の条約も違ふと思ひます。けれども、月日まで書いておる国はないわけではございません。かりにまあ年月日まで書いてみたところで、今度訴訟になりますと一体その本が第一発行でやつた本なのやら、どうやらということとで論争になった場合、これはこういふわけで登録があるからこの書物は第一発行の書物であるということを書き添えるものが何かはしむと思ひます。そういう場合にこの登録が意味を持つてくると思ひます。

○高橋道男君 次に、登録に關してある新聞に憲法違反だといふような説をなしておるものを見たのでありますけれども、そういうことについてはどうお考えになるか。また憲法違反といふような解釈が起るようなのはどういふところから起つてきておるのか、お考えを伺ひたいのです。

○政府委員(内藤三郎君) 実はこれはどういふ意味でそういうふうな憲法違反とおしやるのか、私も実はよくわからないのですが、この「登録ヲ受クルコトヲ得」でございますから、任意規定なんです、保護を厚くしてやらうという方が登録すればいいんで、必ずしも登録は必要條件じゃないのです。ですから義務づけられておるわけでもないわけだし、ちよつと私自身も憲法違反の點がわからないのですが、あるいはこの言論出版の自由という点からくるものかもしれないが、別にこれによって納本の義務制をしつと、ある

いはその出版の自由を拘束するといふことでもないわけではございまして、むしろ著作権の保護を厚くしたいという氣持からでございまして、その憲法違反とおしやる意味が私にはよくわかりかねるのであります。

○高橋道男君 私の見るところでは登録をするといふことが納本と連なり、さらにそれが進むと検閲といふやうなところまで結び付いてきはしないか。もしそれが含まれておる場合には憲法違反になるというやうな見方をしておられる人があるんじゃないかというやうに考へるのですが、そういう次第線的な考へはおありなんでしょうか。

○政府委員(内藤三郎君) そういう考へは毛頭ございせん。これはすでに現在の著作権法の中にも登録制度はございまして、特例法の中においても同じ趣旨のものでございまして、出版の検閲とか納本等のようなことは私も毛頭考へておりません。

○高橋道男君 この登録の方法であります、ただいま国会図書館の方へは納本制度がありますが、それと別に登録をなさるわけですね。そうするとその場合にいかなる方法をもつて登録されるのか、登録の方法についてお尋ねをいたします。

○政府委員(内藤三郎君) 従来文部省の著作権課で著作年月日の登録は受け付けておつたのであります。今後とも文部省の著作権課で取り扱ひたい。その場合にこれは申請者の申請にまつわけでございますから、その申請によつて登録を受け付ける、今国会図書館のお話が出ましたが、そういうことも一つの便法かと考へますが、その辺のことは今のところ私も文部省の著

作権課で受け付ける、かように考へております。

○高橋道男君 そうすると、納本といふことなしに登録をするといふことが何か手続の上であまいになるやうなふうになつておる感じがするのですが、現物なしにただ書類だけでもつてその手続をするといふやうなことになるれば、現物がわからぬですから実証が立てられないといふやうに思ひます。それが、それはどういふふうにお考へてしょうか。

○政府委員(内藤三郎君) これは従来もやつておりましたが、申請者の申請をもつて来ていただければ非常にいいからといふので登録を拒否することはしないつもりでおります。

○高橋道男君 そうすると、本を持つて来ずに登録をするといふところで、何か手落ちができるやうに思ひます。それが、それからむしろ方法としては国会図書館の納本の時期を利用するといふか、それと結び付けたらいいやうな行き方ができるならば、登録といふことについてのはつきりした方法が考えられるのじゃないかといふやうに思ひます。

○政府委員(内藤三郎君) 高橋先生のお話、非常にこともつともなんでも、私もさういふことも研究しております。ですから支障のない限りは、一緒にやればいふと思ひます。一緒にあるいはさうでない場合もございまして、文部省の方でもやらなければならぬ場合もある、そのやり方について、もう少し両者の方の、発行者、著作者の便宜のことを考へまして、なる

べくそれに沿うやうにしたいと思ひます。

○高橋道男君 それから登録について、もう一点伺ひますが、これがベルヌ条約圏では無方式主義であり、米州圏では方式主義である、登録をするといふことがベルヌ条約圏の無方式主義を逸脱して方式主義の方へ近づけるといふやうなふうにもみえるのですが、その点はいかがでしようか。

○政府委員(内藤三郎君) それはもう全然私も予想しておりません。でも、もととベルヌ条約の体制下における日本の著作権法の中にも登録制度といふものがありまして、これは著作年月日の登録を初め、実名登録とか、あるいは権利の譲渡の登録とか、いろいろな登録がございまして、そこで無方式主義の体制の中にもございまして、私どもとしてはこのことによつて方式主義に近づけるといふやうな考へは毛頭ございせん。ただこれはあくまでも訴訟の場合の手続の簡素化と手続の便を図るという趣旨でございまして、わが国は無方式の方をとつておるわけでありまして、従つて無方式主義の方がいいといふことは、われわれの立場としては言わねばならぬことだと思ひます。さらに申せばベルヌ条約と米州主義条約との一番大きな差異がそこにあるのじゃないかと思ひますが、その特質について御感想を伺ひます。

○政府委員(内藤三郎君) お話の通りベルヌ条約の体制では無方式で著作権が保護されるといふことが非常に有利なんです。米州圏では方式主義をとつておりますから、厳密な納本登録、

もちろん手数料を払つて詳細な規定に基いてやつておるわけなんです。そこで現実にアメリカで日本の著作物が保護されることは非常にまれなわけなんです。アメリカまで行つて、あるいは郵送なりしてコピーライト・オフィスに登録をしなければならぬ。今度の条約ではそれが◎という記号を付すだけで◎と発行の年と氏名だけを規定すれば保護されると、こういうわけでございまして、簡便に保護されると思ひます。そういう意味では方式主義がむしろ法律で無方式に近づいた。無方式にほとんどひたひたの線になつた。こういう点で日本の著作物がアメリカにおいて保護される道が開けてきたといふ意味で、非常に私は有利じゃないか。ただ訴訟があつた場合にのみ納本、登録といふことがあり得るのです、訴訟はおそらく百件のうち一件か二件だろうと思ひます。大部分の著作物は◎の記号だけで保護される。こういう点が有利な点だと思ひます。

○高橋道男君 今のお言葉です、登録はするが、そのうちの一部分くらいしか訴訟のとき問題になるまいという見解からいたしますと、きわめて少数のものを保護するために、非常に多数のものにもそれと同じ果をかけるといふやうなふうにも思ひます。

○政府委員(内藤三郎君) この点はですね、非常に用心な方がされるわけなんです。たとえば義務になつてすべてに登録を課するといふのなら、お話の通りに迷惑になると思ひますが、將來さういふやうな紛争も起る場合も懸念する一種の保険金のようなもので、金額も百二十四でございまして、従前の場合著作年月日の登録と同じに非常

に低いのでございまして、そういう意味で一種の保険料みたいなものだと考えていただきたいと思います。

○高橋道男君 その登録をするのに、話が前後しますが、第一発行の年月日から一年以内にすればよいということとは、そういう保護を与えるという強い意思からいたしますと、少し緩慢なように思えるのですけれども、特に一年以内と期間を延ばされておるのほうという意味なんですか。

○政府委員(内藤三郎君) これは私の方はむしろ制限したつもりなんです、一年以後になりますと記憶が明らかにならんし、事実の証明も困難になりますので、一年以内ということではばつたつもりでおるんでございまして、これは従来の著作権法の登録にもそういう例がございまして、一年に限ったわけがございまして。

○高橋道男君 それからこの③だけの場合、登録をせずに②だけの場合に訴訟が起るといふときにはあらためて登録をする必要があるかどうか、これはこの法律とは別でございまして。

○政府委員(内藤三郎君) これは米国の国内法の問題ですから、この法律は別でございまして。アメリカの国内法によれば訴訟などの場合には納本、登録をしなければならぬのですから、これは条約では規定しておりませんのです。

○高橋道男君 もう一点、この法案と少し離れるかもしれませんが、いわゆるパイレーツ・エディションですね、外国の印刷物と著作物をそのまま翻訳ではなしに写真版等の方法によってわが国で刊行するというようなことに対しては、この法案では何ら規定はしていないんですね。

○政府委員(内藤三郎君) 何ら規定しておりませんのです。

○高橋道男君 それは現在の著作権法の方で処置はしておるのでしょうか。

○政府委員(内藤三郎君) さようでございまして。

○高橋道男君 それについて昨年でしたか相当大きな計画でそういうパイレーツ・エディションを計画しておるものがあり、またそれに対して文部省としても処置をとられたことを聞いておるのですが、現在そういう心配はございせんのですか。これは見方によりますと国際信義の上からも非常に工合の悪い話だと思ふのですが、そういうことについて……

○政府委員(内藤三郎君) この前大きく問題になったのは、何の文藝社でエンサイクロペディア・オブ・ケミカル・テクノロジー、これが問題になりましたが、これは幸いに片づいたのですが、その後も東京、京都方面で若干問題が起るのでもございまして、なかなかこのころやっております場合に住所をいふとちやうど変えますので、そのつど調査はいたしておりますけれども、つかみにくいわけがございまして、できるだけこのことのないように私も努力いたしたいと思つております。

○高橋道男君 そのためには罰則のようなものも現行のものでは非常に軽いのではないか、たとえば罰金をふやすとか、あるいは場合によっては体罰を考へるとか、そういうような点の処置がつかないのか、今言われるようなやみの行為が続いている、処置がつかないというふうなことになるというふうにも思ふのですが、いかがでございせんか。

○政府委員(内藤三郎君) まことに

お話の通りでございまして、現在の著作権法は先ほどもお話がありましたように全面的改正を必要としておりますのはやはり罰則の点にもあると思ひます。今最高罰金が二万円にしかなくなつておりませんので、この罰則の金額が少いということ、あるいはそのほかの刑罰規定が不十分な点もあると思ふのでございまして。こういう点はあらためて全面的改正をいたすときに十分考慮いたしたいと考えております。

○高橋道男君 そのパイレーツ・エディション、去年一年間における被害について、被害高といえますか、どうか、そういうものの算出は何かされておらないでございせんか。

○政府委員(内藤三郎君) とのくたになつておるか、はつきりいたしかねますが、ともかく三十二年の二月までは在庫品を販売して差しつかえないというところになつております。そこで約束に違反した場合は五百万円を払うということになつておりますので、五百万円は少ないと思ふのですけれども、最低五百万円の被害はあると見ていいのではなからうかと思ひます。

○高橋道男君 見方によりまして、これは写真版でやれば非常に安くも上るし、従つて価格も非常に安いというので、目をつぶつておれば、収入の少い学者、その他の人が安く買えるというふうなことで大目に見ておられるというふうなことはないでございせんか。

○政府委員(内藤三郎君) 国際信義にももてることとございまして、大目に見ておるようなことは絶対にございせんのです。

○高橋道男君 それでは今日は私はこの程度で終わります。

○矢嶋三義君 案件は違ひますが、委員長を通じて文部当局に次の内容の資料を至急本委員会に提出するよう要求いたします。それは現在各都道府県は来年度の予算の編成期にあります。あるいは各都道府県の議会においては予算案の審議中でありますので、教育予算関係について、その内容は教職員の定員、給与水準、昇給財源、それからもし教職員をその意に反して整理する場合における退職金等についての優遇案の内容、さらにもう一件は、高等学校の全日制並びに定時制の来年度における授業料引き上げの状況。以上の教育予算関係の内容について文部省において至急各都道府県教育委員会に照会を致し、できるだけ早い機会にその資料を本委員会に提出するよう委員長を通じて要求いたします。

○委員(飯島連次郎君) ただいまの矢嶋委員の請求された資料は委員会において審議の参考に資したいと思ひますから、なるべくすみやかに出していただきます。

○湯山勇君 私も資料の要求をします。万国著作権条約の実施に伴う著作権の特例に関する法律案についてですが、一つは参考資料として国内の著作権の訴訟件数、これが最近どういう状況にあるか、その資料と、それから本件に伴う予算関係の資料があればそれを一つ御提出願ひたいと思ひます。

○委員(飯島連次郎君) それではただいまの湯山委員の要求資料も合せて当委員会になるべく早い機会に御提出願ひます。

それでは今日はこれで散会いたします。

午後四時三十八分散会

三月三日本委員会に左の案件を付託された。

一、国旗記念日制定に関する請願(第五八三号)

一、福岡県久留米市に国立工業専門学校設置の請願(第六六八号)

一、理科教育振興法の一部改正に関する請願(第六七五号)

一、旧陸軍士官学校等の卒業者に小、中、高等学校教諭二級普通免許状を授与する等の請願(第六八二号)

一、福岡県観世音寺保存施設費国庫補助に関する請願(第六九九号)

第五八三号 昭和三十一年二月二十日受理

国旗記念日制定に関する請願

請願者 滋賀県大津市上馬場町 西片平次郎

紹介議員 村上 義一君

国旗の尊榮及びその歴史的意義を全国民が認識、理解するとともに平和日本の象徴として国民が国旗を愛し崇拝する美しい心情を醸成するため、一月二十七日を国旗記念日に制定せられたとの請願。

第六六八号 昭和三十一年二月二十三日受理

福岡県久留米市に国立工業専門学校設置の請願

請願者 福岡県久留米市長 山下善助

紹介議員 野田 俊作君

九州大学第二分校(旧久留米工業専門学校)は、昭和三十年十一月同大学第一分校(福岡市)へ統合移転したが、当時の施設、備品等はそのまま残置されている現状であるから、(一)九大第二

分校移転後の施設を利用して国立工業専科大学（五年制）を設置すること、
（二）国立工業専科大学設立のため、専科大学法案の早期立法化を計ること等の実現を期せられたいとの請願。

第六七五号 昭和三十一年二月二十三日受理

理科教育振興法の一部改正に関する請願

請願者 愛媛県今治市大字日吉

字八反地今治明徳高等学校内 山本徳行

紹介議員 湯山 勇君

先般、産業教育振興法に相ついで理科教育振興法の制定をみたことは、青少年の科学的精神の啓蒙並びに産業教育上まことに有意義なことであるが、理科教育振興法の対象を公立学校だけに限り私立学校がこの対象から除外されていることは、教育基本法、学校教育法の主旨に反する取扱いでありわが国の教育界にとつてまことに憂うべきことであるから、この際総合教育計画樹立のため再検討され、公立学校同様、私立学校も理科教育振興法の補助対象となるようすみやかに本法の一部を改正しこれに伴う予算措置を講ぜられたいとの請願。

第六八二号 昭和三十一年二月二十三日受理

旧陸軍士官学校等の卒業生に小、中、高等学校教諭二級普通免許状を授与する等の請願

請願者 東京都港区芝新橋一ノ

二芝口五号館内借行会内 今村均外一名

紹介議員 宇垣 一成君

現行教育免許法施行法によれば、旧制専門学校卒業生で教職に三年以上就き成績良好の者に對しては小、中、高等学校教諭の二級普通免許状を授与することになつており、軍人は軍隊並びに軍学校教官として小、中、高、大学卒業生を被教育者として教育の任に當つていたものであるから、軍人として勤務成績優秀であつた者に對して普通免許状を授与しても過分の処遇ではないと思ふから、陸軍士官学校（陸軍航空士官学校、陸軍経理学校、海軍兵学校、海軍機関学校、海軍経理学校等を含む）卒業生に對しては小、中、高等学校教諭二級普通免許状を、陸軍砲兵学校、陸軍大学校等の卒業生に對しては中学校教諭一級普通免許状、高等学校教諭二級普通免許状をそれぞれ授与し得るよう教育職員免許法施行法を改正せられたいとの請願。

第六九九号 昭和三十一年二月二十四日受理

福岡県観世寺保存施設費国庫補助に関する請願

請願者 福岡県筑紫郡大宰府町

大字観世寺 石田琳樹外三名

紹介議員 吉田 法晴君

福岡県大宰府町所在の観世寺は、天智天皇の勅願寺として創設され重要文化財二十二点を収納する西日本随一の古名刹であるが、時代の變遷に伴い荒廃を極め、ことに講堂の腐朽は一日も放置できない状態にあるので、この際本格的に収蔵庫を建設し重要文化財の永久保存を計りたいから、これに對する国庫補助の措置を講ぜられたいとの請願。

三月五日予備審査のため、本委員会に左の案件を付託された。

一、市町村立学校職員給与負担法及び教育公務員特例法の一部を改正する法律案（衆）

一、私立学校法の一部を改正する法律案（衆）

市町村立学校職員給与負担法及び教育公務員特例法の一部を改正する法律案

市町村立学校職員給与負担法及び教育公務員特例法の一部を改正する法律案

（市町村立学校職員給与負担法の一部改正）

第一条 市町村立学校職員給与負担法（昭和二十三年法律第百三十五号）の一部を次のように改正する。

第二条の次に次の一条を加える。

第二条の二 市町村立幼稚園の園長、教諭及び助教諭の給料その他の給与の二分の一は、都道府県の負担とする。

第三条中「前二条を」を「前三条」に改める。

第四条第一項中「第一条及び第二条」を「第一条から第二条の二まで」に改める。

（教育公務員特例法の一部改正）

第二条 教育公務員特例法（昭和二十四年法律第一号）の一部を次のように改正する。

第二十五条の四第一項中「第一条及び第二条」を「第一条から第二条の二まで」に改める。

附則

この法律は、公布の日から起算して、昭和三十一年四月一日から適用

する。ただし、改正後の市町村立学校職員給与負担法第三条及び第四条並びに改正後の教育公務員特例法第二十五条の四の規定により都道府県の条例で定めることとなる事項については、当該条例が制定され、かつ、施行されるまでの間は、なお、従前の例による。

私立学校法の一部を改正する法律案

私立学校法（昭和二十四年法律第二百七十七号）の一部を次のように改正する。

第十条第二項中「左の各号に掲げる者のうちから、」の下に「それぞれ一人以上を」を加え、第二号を第四号とし、第一号を次のように改める。

一 当該都道府県の区域内にある私立の小学校、中学校若しくは高等学校の校長又は私立幼稚園の園長

二 前号に規定する学校の教員

三 第一号に規定する学校を設置する学校法人の理事（同号に規定する学校の校長若しくは園長又は教員である理事を除く。）

第十条第三項中「前項第二号」を「前項第四号」に、「同項第一号」に規定する者のうちから任命される委員の数を「同項第一号から第三号までに規定する者のうちから任命される委員の合計数」に、「それぞれ」の定数を「同項第一号から第三号までに規定する者のうちから任命される委員の合計数及び同項第四号に規定する者のうちから任命される委員の定数」に、同条第五項中「第二項第一号」を「第二項第一号から第三号まで」に、「第二項第一号」を「第二項第一号から第三号まで」に、「定数」を「合計定数」に改める。

第十一条を次のように改める。

第十一条 削除

第十九条第三項中「左の各号に掲げる者のうちから、」の下に「それぞれ一人以上を」を加え、第二号を第四号とし、第一号を次のように改める。

一 私立大学の学長

二 私立大学の教員

三 私立大学を設置する学校法人の理事（私立大学の学長又は教員である理事を除く。）

第十九条第三項中「前項第二号」を「前項第四号」に、「同項第一号」に規定する者のうちから任命される委員の数を「同項第一号から第三号までに規定する者のうちから任命される委員の合計数」に、「それぞれ」の定数を「同項第一号から第三号までに規定する者のうちから任命される委員の合計数及び同項第四号に規定する者のうちから任命される委員の定数」に、同条第五項中「第二項第一号」を「第二項第一号から第三号まで」に、「第二項第一号」を「第二項第一号から第三号まで」に、「定数」を「合計定数」に改める。

第十二条を次のように改める。

第十二条 削除

に規定する者のうちから任命される委員の定数」に改め、同条第四項中「第二項第一号」を「第二項第一号から第三号まで」に、「定数」を「合計定数」に改め、「同号の規定にかかわらず、」を削り、同条第五項中「第二項第一号」を「第二項第一号から第三号まで」に、「第二項第一号」を「第二項第一号から第三号まで」に、「定数」を「合計定数」に改める。

第十一条を次のように改める。

第十一条 削除

第十九条第三項中「左の各号に掲げる者のうちから、」の下に「それぞれ一人以上を」を加え、第二号を第四号とし、第一号を次のように改める。

一 私立大学の学長

二 私立大学の教員

三 私立大学を設置する学校法人の理事（私立大学の学長又は教員である理事を除く。）

第十九条第三項中「前項第二号」を「前項第四号」に、「同項第一号」に規定する者のうちから任命される委員の数を「同項第一号から第三号までに規定する者のうちから任命される委員の合計数」に、「それぞれ」の定数を「同項第一号から第三号までに規定する者のうちから任命される委員の合計数及び同項第四号に規定する者のうちから任命される委員の定数」に、同条第五項中「第二項第一号」を「第二項第一号から第三号まで」に、「第二項第一号」を「第二項第一号から第三号まで」に、「定数」を「合計定数」に改める。

第十二条を次のように改める。

第十二条 削除

第十九条第三項中「左の各号に掲げる者のうちから、」の下に「それぞれ一人以上を」を加え、第二号を第四号とし、第一号を次のように改める。

一 私立大学の学長

二 私立大学の教員

三 私立大学を設置する学校法人の理事（私立大学の学長又は教員である理事を除く。）

第十九条第三項中「前項第二号」を「前項第四号」に、「同項第一号」に規定する者のうちから任命される委員の数を「同項第一号から第三号までに規定する者のうちから任命される委員の合計数」に、「それぞれ」の定数を「同項第一号から第三号までに規定する者のうちから任命される委員の合計数及び同項第四号に規定する者のうちから任命される委員の定数」に、同条第五項中「第二項第一号」を「第二項第一号から第三号まで」に、「第二項第一号」を「第二項第一号から第三号まで」に、「定数」を「合計定数」に改める。

第十二条を次のように改める。

第十二条 削除

に、「定数」を「合計定数」に改める。

第二十條を次のように改める。

第二十條 削除

第三十八條第一項第二号中「及び第四十四條第一項」を「並びに第四十四條第一項第二号及び第三号」に改め、同条第四項を次のように改める。

4 各役員は、それぞれ、他の役員の配偶者又は三親等以内の親族であつてはならない。

第四十二條第一項中第三号及び第四号を次のように改める。

三 第五十條第一項第三号に掲げる事由による解散

第四十二條第一項中第五号を第四号とし、第六号を第五号とする。

第四十四條第一項第一号中「選任された者」を「互選された者」に、同条第二項中「前項第一号」を「第一項第一号」に改め、同項を同条第三項とし、同条第一項の次に次の一項を加える。

2 前項第三号に規定する評議員の数は、評議員総数の半数以内とする。

第五十條第一項第一号を次のように改める。

一 理事の三分の二以上の同意及び評議員会の議決

第五十二條第一項本文中「同意」の下に「及び評議員会の議決」を加え、同項ただし書を削る。

第六十四條第六項中「審附行為の定めるところにより必要な審附行為の変更をして所轄庁の認可を受けた場合には、」を削り、同項に後段として次のように加える。

この場合においては、第五十二條第一項及び第二項の規定を準用する。

附則

(施行期日)

1 この法律は、公布の日から起算して三箇月を経過した日から施行する。ただし、この法律による改正後の私立学校法（以下「新法」という。）第十條第二項及び第十九條第二項の規定は、この法律の施行後最初に行われる私立学校審議会又は私立大学審議会の委員の改任から、新法第四十四條第一項第一号及び第二項の規定（新法第六十四條第五項において準用する場合を含む。）は、この法律の施行の日から起算して九箇月を経過した日以後最初に行われる学校法人（新法第六十四條第四項の法人を含む。）以下本項において同じ。）の評議員の改選から適用し、新法第三十八條第四項（新法第六十四條第五項において準用する場合を含む。）の規定は、この法律の施行後に選任される学校法人の理事につき適用する。

(解散、合併等に関する経過規定)
2 この法律の施行の際、現にこの法律による改正前の私立学校法第五十條第一項及び第二項若しくは第五十二條第一項及び第二項（同法第六十四條第五項において準用する場合を含む。）又は同法第六十四條第六項の規定による認可の申請がなされている場合にあつては、当該申請に係る解散、合併又は学校法人若しくは同条第四項の法人が同項の法人若しくは学校法

人となることについては、新法第五十條第一項若しくは第五十二條第一項（新法第六十四條第五項において準用する場合を含む。）又は新法第六十四條第六項の規定にかかわらず、なお、従前の例による。